

## 第10回 点検検証部会 議事概要

1 日 時 令和元年8月28日（月）16:00～18:05

2 場 所 総務省第2庁舎7階大会議室

3 出席者

### 【委員】

河井 啓希（部会長）、西郷 浩（部会長代理）、川崎 茂、嶋崎 尚子

### 【専門委員】

大西 浩史、川口 大司

### 【審議協力者】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐

総務省統計局統計調査部調査企画課長

財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官

文部科学省総合教育政策局調査企画課長

厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室長

農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐

国土交通省総合政策局情報政策課長補佐

埼玉県総務部統計課長

東京都総務局統計部長

### 【説明者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官

厚生労働省大臣官房人事課調整官

厚生労働省政策統括官付参事官付労働基準局賃金課長

厚生労働省政策統括官付参事官付労働基準局賃金課課長補佐

厚生労働省政策統括官付参事官付労働基準局総務課 総務専門官（賃金課併任）

### 【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、永島次長、柴沼次長

政策統括官（統計基準担当）付：金子統計審査官

4 議 題

（1）重点審議（最低賃金に関する実態調査）について

（2）重点審議（毎月勤労統計調査）について

（3）「見える化状況検査」結果について

（4）その他

## 5 概要

### (1) 重点審議（最低賃金に関する実態調査）について

○河井部会長から、本日の議題について説明。続いて、厚生労働省より資料1について説明が行われ、質疑が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・4ページの労働者の数の不適切な変更とは、どういうものか。例えば、調査票を集める手間を惜しんで過去のものを書き写したなど。なぜそのようなことを行ったのか、理由が分からないと対策も難しい。実態はいかがか。  
→本人に確認したところ、回答が得られにくい10人未満の事業所の調査票の数を集めるために、本来10人の事業所の1人分のデータを消して9人に減らしていたこと、回答が得られにくい産業においては一から調査票を作成していたとのことであった。
- ・どうして変更したことが分かったのか。調査票を元から変えられてしまっているとは分からないと思うが、どのように検出したのか。  
→平成30年調査分については事業所に確認し、回答が異なることや回答していないことを確認した。
- ・説明を聞くと、明らかに改ざんやメイキングを行っている。不適切な事務処理という表現で伝わるような内容ではない。改ざん、メイキングという調査を行う上での不適切な行為として報告することが適切だと思う。
- ・今の意見に同感。問題の悪さのレベルをきちんと認識できるように記述すべきだと思う。既に出した資料は変えられないだろうが、一般的な「不適切」という表現で済ませるのはよくないと思った。このような事態に至らないようにするために、回収が難しい場合に、どうやって回収率を高めるか、現場で一緒に考えながら、督促の仕方の研修や指導等を行っているのか。また、仲間内での情報交換などはどう取り組んでいるのか。ノルマの達成を求めるだけでは不正を行うインセンティブとなってしまう。困ったときにどのように相談すればよいかを用意する必要があると思うがいかがか。  
→督促はハガキや電話を用いて行っている。通常は課室長が回収状況をチェックして督促を実施しているが、今回は管理職の進捗管理が不十分であった。今後は各労働局においてきちんと進捗管理をしていくだけでなく、本省でも回収状況を把握して管理を行い、督促のタイミングを伝えるなど適切に指導していきたい。
- ・メイキングについては、3ページに134件について調査票を提出した事実がないという記述のとおり、捏造に当たると思われ、他の部分との記述にギャップがあるように思う。その点、他の委員と同じ認識を持った。個人というよりも組織の問題として受け止めるべきもので、今回の事案を受けて、賃金課長や主任指導官が進行管理を行うとあるが、誰が決裁するのかなど、組織としての対応は今後どうなるのか。  
→最低賃金を決定するという業務を担っている賃金課室で調査を実施していくが、業務フローを整理して、各局に対して本省から業務の流れを指示していきたい。

- ・ 決裁権者を変えることは考えないのか。
- 現在のところ、そこは考えていない。
- ・ 調査担当者以外の者が対象事業所に確認するという体制にはなっていないのか。
- そのような体制にはなっていない。
- ・ 必ず調査担当者以外の者が確認するようにしたらどうかと思うが、難しいか。
- 一件一件確認するとなると事務量が膨大となる上、回答者にも負担になりかねないので考えてはいない。対策は他の方法でとっていきべきと考えている。いずれにしてもきちんと指導していきたい。
- ・ 本省で回収率等を管理するとされているが、数量目標を設定すると不正の原因になるので、どうすれば回収率の改善ができるのか考えないといけない。厚生労働省だけでなく他府省の取組も参考にしながら改善に取り組まれるとよいのではと思う。いずれにせよ数値目標だけでは不正が起る温床となる。
- ・ 回答者が答えやすくすることも回収率の向上に効果がある。あるいはオンラインでクリックするだけで回答できるようにするなど、回答者フレンドリーな調査方法の改善を検討していただきたい。
- ・ 今回の事態は、あつてはならないことで残念。ただ、最低賃金の改定額の議論の結果には影響を与えていないということなので、不適切事案の影響度区分としては「Ⅲ」になると考える。
- ・ 最低賃金実態調査についての審議結果の取りまとめ案については、部会長において作成し、次回の部会で示すこととしたい。意見のある場合には事務局に連絡してほしい。

## (2) 重点審議（毎月勤労統計調査）について

○ 部会長より、具体の審議に入る前に、厚生労働省で策定された「統計改革ビジョン2019」の内容と大阪府での調査員の不適切な事務処理の影響で公表が延期されたことについて、情報提供するよう指示があった。部会長からの指示を受け、厚生労働省より資料2-3、資料2-4、資料2-5について説明が行われ、質疑が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 調査員の不適切な事務処理はあつてはならない事態であり、大変残念であることを重ねて申し上げる。影響度については全都道府県で点検実施中のため確定的にはいえないが、賃金指数の訂正はほとんどないということであり、現時点で暫定的には影響度は「Ⅲ」となるのではと考える。なにか質問・意見あれば。
- ・ 資料2-3について。大勢の調査員がいると中にはこのような不屈きな方がいて残念。それでも、正確性や信頼を確保しなければならず、大変難しい仕事と認識しているが、どのように事案を発見したのか。大阪府ではどのような指導体制を取っていたのかが気になる。また、何か検討していることがあれば、今後の教訓として教えていただきたい。
- 小売物価統計調査で問題が発生したことを受け、大阪府が全ての統計調査員に対してアンケートを行い、その段階では全員が「適正に行っている」という回答であったが、そ

の後、大阪府が事業所に対して実施状況を電話で確認したところ、「来ていない」という調査員がいることが分かり、その調査員が担当している事業所を中心に確認を進めたところ判明した。大阪府の取りまとめ結果を受けて、大阪府と話し合いをしたところ、調査員は悪意を持ってやっていたわけではなく、事業所から回答を拒否された中で、ノルマはなかったが、調査票を集めなければという思いからこういうことになってしまったようだ。中には、先月まで回答があった事業所に、電話で労働者の変化だけを聞き取って、調査員自身が賃金を計算して、調査票を作成していた例があった。大阪府としても、事業者から拒否されたときにどうすればよいか、調査員が一人で悩んでしまったことがあり、困りごとに対してきちんと相談できる体制を整備できなかったことを反省している。

- ・ 9月末締切の調査は、都道府県に対してどういう問いかけで依頼したのか。先ほど話があったように、単に調査員に「適切に行っているか」と問うだけでは問題が見つけられない。どのような方法で都道府県に確認を依頼したのか。
- 大阪と同様の事案がないかを確認することが目的。調査員へのヒアリングをお願いしているが、それだけでは不十分であるので、オンラインで提出のあった事業所は除いて、調査員経由で提出された全ての事業所に対し、電話等で確認するよう依頼している。
- ・ 本当に膿を出し切っていたきたい。
- ・ 最低賃金に関する実態調査で報告のあった事案とよく似たことが行われている。調査員の方の状況、問題を共有するということが大事だと思う。
- ブロック会議で都道府県の方から「調査拒否している事業所にどう対処するか」ということがよく質問されるので、対応事例を共有する努力をしている。過去に、ある都道府県の担当者が調査拒否解消の成功事例を取りまとめていたことがあり、共有した例がある。同じ方法で他でも上手くいくとは限らないが、参考情報は都道府県や調査員に提供していきたい。
- ・ 調査客体から回答を拒否されている割合などの窮状も定量的なデータで民間に共有し、民間側にも自分たちにも問題があることを意識させ、改善を促していくこともアイデアとしては考えられるのではないか。
- ・ 回答率については、公表することでのプラスの影響とマイナスの影響がそれぞれあるので、慎重に検討することが必要と思う。
- ・ 資料2-4で工程表を作成するとあるが、いつ頃までに策定する予定か。
- 工程表は9月中めどで作成しようと考えている。

○続いて、厚生労働省から資料2-1、資料2-2に基づいて説明が行われ、質疑が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 雇用者数と被保険者数は概念の定義はおおむね近いとしても異なるわけで、近似的に雇用保険データを用いて補正していることになる。どの程度ギャップが出るかの分析はし

ているのか。

→その分析はまだできていない。

- ・補正率0.5という数字が資料2-1の6ページに出てくるが、この数字の妥当性は検証しているのか。

→ギャップ修正の際に判断するのが適当と思う。毎月補正率は使っているので、仮に0.6にしていたらどうだったかは事後に見ることは可能。それが安定的かどうかは、過去数回にわたって分析をしていかなければならないが、まだ分析に取り掛かれていない。いずれにしても、補正率がどうだったかという検証は今後必要と考えている。

- ・補正率は一定でよいのかどうか、ギャップ修正の機会にマイクロで数字を見ていくことも必要だろう。もう少しマイクロレベルの適正を検証していくことで補正率の検討にも役立つと思う。今後、今の推計方法はそれでよいのかという研究を強化していただきたい。
- ・資料2-1（別紙2①）P6で0.5について言及があったところだが、図の左右で同じものを別の方法で推計しているように見える。いずれも労働者数の月々の変化を、左側は雇用保険データを用いた推計で、右半分は毎勤のデータを使って推計しているように見える。そうすると、0.5というのは一種の加重平均になっていて、足して1になることに意味があるではないかと解釈できる。だとすれば両方とも0.4とか0.3にするのは正しくなく、足して1になるようにしないとイケないこととなる。その解釈が正しいかはまだ追いついていないが。右と左は、似ている面もあるが違う部分もある。たとえば、左の図で新設事業所は把握できているが右の図ではどうか。毎勤データで把握はできているか。

→加重平均に当たるのかは、にわかには判断できない。 $\Delta x$ は雇用保険データから来る補正で労働者数の動きをセルごとに見ている。日本全体の労働者数の動きを見ているサイズ補正の項。 $\Delta Y$ は規模間なり産業間でどれだけ動いたかを加減し、事業所の規模階層間での移動を整理しているというイメージ。K、Lそれぞれなぜ0.5なのかは分からない。Kは雇用保険データの動きによる補正という説明をしたりするが明確ではない。

- ・左側は調査区をまたがっても影響しないが、右側は事業所が調査区外に移動した場合にどう処理されるのか。

→第二種事業所で調査区を移動した場合には、その事業所は他の区分で調査対象となるわけではなく、その区分の中で別の事業所が選ばれる。

- ・他の産業統計とは取扱いが異なるように思う。事業所は地点と連動している概念なので、地点移動は廃業・新設で取り扱い、調査区の中で補填はしないと思うが。

→この調査では、調査区内の把握数を一定にしている。

- ・K、Lのマジックナンバーについては、0.5で良いのか検証していただきたい。資料2-1、P2の2ポツに「組」ごとに抽出率を変えることが記載されており、抽出率の変更はプログラムに反映しなければならないので、質問した。標本の理屈だと、サブサンプルは同じサイズで作るのが一般的だが、令和元年はサイズが異なるようで、同じ抽出率にはならないように思う。

→38組と28組は同じ時に抽出したものが分かれている。根本的に同じ層の中では抽出

率は同じが基本。今までは総入れ替えだったので、事業所がどう変わったか、変動係数がどうなったかを判断して抽出率を決めてきた。今後も同様にしていく必要はあると思うが、ローテーションサンプリングの中でどう扱えばよいかは考えていく必要がある。母集団の変化が大きい産業では抽出率を変えた方がよいのか、既に抜かれている標本もあるので、検討が必要である。

- ・年次フレームを毎年更新するとなると、毎年必ずどこかの副標本で乗率の変更が生じるということか。そうすると、作業ミスがおきないように、チェック体制がかなり大事になってくる。

→そうなると考えている。毎月勤労統計は比推定を使っているのだから、乗率の反映を的確に行い、組ごとにきちんと抽出率逆数を管理し、それが集計に反映されるようにしなくてはならない。

- ・今回のローテーションサンプリングの導入前後でプログラムが全然違ってくる。導入にあたりプログラムのテストは十分に行われているか。

→ローテーションサンプリングの導入にあたり、抽出率逆数dを入れることは非常に大きなポイントであり、そこについては十分に検証して導入している。

- ・元々複雑だった集計がさらに複雑化しており、今後プログラムのメンテナンスは大変。プログラムに修正を加えた際の確認は慎重にやる必要がある。ドキュメントの残し方には十分に気をつけないと、再びブラックボックス化する恐れがある。

- ・ギャップの補正について、景気循環や景気の状態によりギャップの発生の仕方が変わってくるのではないかと。今後、経済学の知見も使いながら研究していただきたい。

- ・意見と質問を3点。1点目、地方調査は地方の責任でやっているとのことだが、もっと積極的に厚生労働省が関与した方がよいのではないかと。2点目、データ提供について、ひとまずはCSVを使いやすくするというのもよいが、ぜひデータベースの形態での提供をお願いしたい。3点目、資料2-2をみるとCOBOLを使える人がそれなりにいるようだが、できればCOBOLから脱却する方向で考えたほうがよい。システムの移行も相当大変だと思うが、人材の育成確保やシステムの中長期的なプランについて考えがあれば教えてほしい。

→1点目について、都道府県の法定受託事務なので、一定程度の責任をもった取組は必要だが、厚生労働省の関与も大事。厚生労働省統計改革ビジョン2019では、本省からもコンプライアンスチェックをかけるとしており、都道府県へ任せっきりにせず、積極的によりよくする取組を頑張っていきたい。2点目について、データベース方式も含めてしっかり対応させていただきたい。3点目について、今後の検討ではあるが、ご指摘のとおりCOBOLは脱却する方向で考えるべきと思っている。今のところCOBOLを使える人数は一定程度確保しているが、若い人は決して多くない。人材維持は困難になってくるし、新しく入ってくる人のことも考えるとCOBOLから脱却すべきではないかと考えている。しっかり検討していきたい。

- 毎月勤労統計調査についての審議結果の取りまとめ案については、部会長において作成し、次回の部会で示すこととしたいが、意見のある場合には事務局に連絡してほしい。

### (3) 「見える化状況検査」結果について

事務局（統計委員会担当室）より資料3について説明が行われ、質疑が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・よい取組なので、継続的に取り組んでいただきたい。特に一般統計の結果がよくないが、統計専門部局ではない部局の人には用語や概念が分かりづらいかもしれない。サポートしていくことが大事。
  - ・行政機関の内部であれば何の問題もなく理解できるのかもしれないが、民間の目線で見ると資料の数字だけみても良いのか悪いのか分からない。現状をどう評価し、それをどうしていきたいと考えているのか、表現や説明の仕方をきめ細かくしていただくと民間にも関心を広げることができるので、ご留意いただきたい。
  - ・もう少し統計部局の方が自分の統計について危機感を感じるよう、表現方法を工夫してもらいたい。
- 基幹統計の場合もフォローアップをやって段々よくなってきた。各委員のご指摘に留意しながら今後の改善につなげたい。

### (4) その他

次回部会日程は9月13日（金）、場所等詳細は改めて連絡する旨、事務局から案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>